

成城石井における共通ポイントプログラムのサービス提供についてのお知らせ

株式会社成城石井（以下、「成城石井」といいます。）は、株式会社ロイヤリティマーケティングが運営・提供する共通ポイントプログラム「Ponta」（以下、単に「共通ポイントプログラム」といいます。）の参加企業である成城石井が、成城石井の店舗におけるお客様の共通ポイントプログラムのご利用等について、以下のとおりご説明します（以下、「お知らせ」といいます。）。

なお、成城石井の店舗であっても共通ポイントプログラムをご利用いただけない店舗がある場合がありますので、あらかじめご了承ください（以下、共通ポイントプログラムをご利用いただける成城石井の店舗を「対象店舗」といいます。）

お知らせに記載のない事項及びお知らせに別段の記載がなく用いられる用語は、株式会社ロイヤリティマーケティングが定める Ponta 会員規約（付随するガイドライン、規定等を含みます。以下、同じ。）及びデジタル Ponta カード特約の定めるところによるものとします。また、お知らせと Ponta 会員規約とが相違する事項については、お知らせが優先して適用されるものとします。

第1条（Ponta ポイントの発行）

- 1 共通ポイントプログラム会員資格をお持ちのお客様（以下、「お客様」といいます。）が対象店舗で Ponta カードもしくはデジタル Ponta カード（以下、「Ponta カード等」といいます。）をご提示のうえ、商品またはサービス（以下「商品等」といいます。）をご購入またはご利用（以下、「ご購入等」といいます。）した際に、レジにて現金、クレジットカード、商品券・ギフト券、その他成城石井が指定するお支払い方法（対象店舗で利用可能なものに限ります。）によりお支払いをされた場合、本条にしたがって株式会社ロイヤリティマーケティングからお客様に対し、Ponta ポイントが発行されます。また、Ponta カード等をご提示いただけない場合及びレジでの支払精算終了後にご提示された場合は、Ponta ポイントは発行されません。
- 2 前項により発行される Ponta ポイントは、お支払額に応じて発行されるものとし、対象店舗において Ponta カード等をご提示されたうえでの商品等のお買上げ1回につき、ご購入等代金2000円（税抜き）あたり1Ponta ポイントが発行されます。ただし、商品券、ギフト券、配送料（宅配運賃）、配達料、ラッピング代、タバコ、その他成城石井が指定する商品等のご購入等に当たっては Ponta ポイントが発行されません。
- 3 お客様は、共通ポイントプログラムのご利用にあたって、1回のご購入等代金を分割して決済し Ponta ポイントの分割発行を受けることはできません。また、第2条に基づき Ponta ポイントをご購入等代金にご利用した場合または他のポイントサービスのポイントをご利用した場合、ポイントを利用した代金分については Ponta ポイント発行の対

象とはなりません。

- 4 ご購入等代金のうち200円（税抜き）未満の金額については Ponta ポイント計算にあたり切り捨て、次回のお買い物の際に当該金額を繰り越す事はできません。
- 5 お客様がご購入等した商品等を返品された場合には、既に発行された Ponta ポイントは取り消されます。
- 6 対象店舗において発行される Ponta ポイントの内容は、対象店舗の店頭等お客様に告知したうえで変更することがあります。

第2条（Ponta ポイントの利用）

- 1 お客様は対象店舗のレジで Ponta カード等を提示することにより、1 Ponta ポイントあたり1円相当としてご購入等代金のお支払いに充当（以下「利用」といいます。）することができます。ただし、一部の商品等（商品券その他の金券類・配送料（宅配運賃）、配達料、ラッピング代、その他当社が別途定める一部商品）の代金お支払いには、Ponta ポイントのご利用はできません。また、デジタル Ponta カードでは、3,000Ponta ポイント以上のご利用はできません。
- 2 ご購入等代金について、Ponta ポイントを利用してお支払いされた商品等の返品を行う場合には、購入店舗での返品・返金処理により、当該ご使用ポイント数の返却をもって返金分を充当いたします。
なお、返品可能な商品等には制限がありますので対象店舗におたずねください。
- 3 お客様が保有する Ponta ポイントの換金・払戻し等はできません。

第3条（免責事項等）

- 1 共通ポイントプログラムは株式会社ロイヤリティマーケティングが運営・管理し、Ponta ポイントを発行しています。このため、成城石井は、株式会社ロイヤリティマーケティングがお客様に対して Ponta ポイントを発行した後は、共通ポイントプログラムの提供について、お客様が対象店舗で商品等を返品した際に発行された Ponta ポイントが取り消される場合を除き、なんらの義務及び責任を負いません。
- 2 天災等の不可抗力の場合、通信事業者・電気供給事業者その他成城石井の委託先（株式会社ロイヤリティマーケティングを含みます。以下、同じ。）の責に帰すべき事由がある場合、成城石井もしくは委託先のソフトウェア・ハードウェア等の不具合等成城石井が直接外部から認識し得ない事情がある場合、またはやむをえない事情により成城石井の業務等が停止したときは、成城石井はその責を負いません。また共通ポイントプログラムの変更・停止・廃止等または株式会社ロイヤリティマーケティングが業務等を停止する等の結果損害が生じた場合であっても、成城石井はその責を負わないことをあらかじめご了承願います。

第4条（ご購入情報の取扱い）

- 1 お客様は、成城石井がご購入情報（お客様が対象店舗で Ponta カード等をご提示のうえ商品などをご購入等した際のご購入等の内容をいいます。以下、同じ。）を収集し、Ponta ポイント発行等のために株式会社ロイヤリティマーケティングに提供すること、及び、株式会社ロイヤリティマーケティングが、成城石井から提供を受けたご購入情報を Ponta 会員規約第二章の定めにもとづいて取り扱うことについて、あらかじめ承諾するものとします。その他、Ponta 会員規約につきましては、下記 URL からご確認ください。
- 2 成城石井は、前項に定める目的のために必要な業務を、成城石井が指定する第三者に委託及び預託することができるものとします。

第5条（お知らせの変更・共通ポイントプログラムへの参加の中止）

- 1 お知らせの内容変更は、成城石井が運営するウェブサイトに掲示したうで行うことができるものとします。
- 2 成城石井は、株式会社ロイヤリティマーケティングが共通ポイントプログラムの提供を継続しているか否かにかかわらず、対象店舗の店頭への掲示等の当社が適当と判断する方法にてお客様に告知したうえで、お客様の事前の承諾を得ることなく、共通ポイントプログラムへの参加を終了することができるものとします。

Ponta 会員規約

<https://www.ponta.jp/c/rule/>

デジタル Ponta カード特約

<https://www.ponta.jp/c/digital/tokuyaku.htm>

2022年4月4日

株式会社成城石井

神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番30号